



合併予備契約調印式

令和3年6月から熊本市西区・南区の9つの土地改良区(石塘堰樋・池上・白浜・近津・梅洞・高砂・白川西南部・御幸木部・熊本市南)により、熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会を設立し協議を重ね、令和4年1月25日に合併予備契約調印式が行われました。

また、3月に開催されました総(代)会において、9つ全ての土地改良区で合併が承認されました。

CONTENTS

- | | | | |
|---|-------------------------------------|----|--------------|
| 1 | ご挨拶 | 7 | 水利施設の維持管理 |
| 1 | 通常総代会開催 | 8 | 様々な活動 |
| 2 | 令和2年度決算、令和4年度予算 | 9 | 三本松堰改築計画について |
| 3 | 熊本市西南地区土地改良区合併の概要 | 10 | 土地改良区からのお願い |
| 4 | 令和4年度賦課金納付について | 11 | お知らせ |
| 4 | 令和4年度排水使用料について | | |
| 4 | 農業農村整備事業
(松の木堰・甲畠・宇土開・第1海路口排水機場) | | |

組合員・受益面積の状況 (2022年6月末)

●面積: 1,495ha(田1,465.7 畑29.5) ●組合員: 1,589名

『ご挨拶』



理事長
村上 義博

盛夏の候、組合員並びに関係の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にあり、ようやく収束の気配を見せていますが、いまだに油断できない状況が続いており、引き続き感染対策が必要な状況にあると思われまます。

また、近年異常気象が多発しており、昨年7月には豪雨により静岡県熱海市では土石流災害が発生し、8月には断続的な前線の影響で九州・中国・北陸地方各地で大雨が続き、佐賀県や長崎県で河川の氾濫が発生しました。

幸いにも当改良区管内では大きな被害はありませんでしたが、6月中旬から7月下旬の日照不足、8月中旬からの低温日照不足で2021年産米の作況指数は「不良」という発表でした。

異常気象により今年もいつ災害が発生するか分からない状況ですが、行政と連携し、災害が未然に防げるよう、役職員一体となって取り組んでまいりたいと思います。

農業を取り巻く環境は農業従事者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化など大きな転換期を迎えています。

加えて新型コロナウイルスの影響により、外食需要の低下などによる米を始め農産物価格の低迷、さらに原油価格の高騰により、燃料・資材・肥料等の価格が上昇し、非常に厳しい情勢が続いています。

そのような中、農業生産の基盤となる地域農業振興の推進主体として

機能を発揮するため、より一層の組織運営基盤の強化が求められることから令和3年6月より熊本市西区・南区の9つの土地改良区で熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会を設立し、合併に向けた協議を進め、令和4年1月25日に合併予備契約の締結を行いました。令和5年の新土地改良区設立を予定しています。

合併により土地改良区運営経費を節減し、行政機関及び関係団体との連携、事務局の強化を図ると共に、用水管理や施設整備・管理体制を強化させ、組合員の利益増進を図るものであります。

また、当改良区管内では現在、県営事業を甲島口・宇土開地区圃場整備、松の木堰・海路口排水機場改修の4地区で実施しています。総事業費は76億円となります。1つの土地改良区でこれだけの事業が実施されますのは合併により土地改良区の基盤が強化されたことによるものではないかと思っています。

今後より一層の農業基盤の強化のため、農業農村整備予算の確保に取り組んでまいります。

三本松堰につきましても国土交通省より河川改修による改築の協議が行われており、令和5年度より着手する予定です。

このように管内では多くの事業が現在実施されています。

今後も皆様のご理解・ご協力を得ながら事業を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

農業をめぐる環境はかつてない変化をしています。私たちは今後も組織改革に取り組み、持続可能な農業と農村環境を目指し、行政機関や関係団体と連携し、運営に取り組んでまいります。

最後になりますが、今年度も組合員の皆様のご期待に添えるよう、役職員一同、職務に邁進する所存でありますので、引き続き、ご支援・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

総代会開催

第6回通常総代会

令和4年3月24日(木)天明ホールにおいて、総代44名(定数48名)が出席し、第6回通常総代会が開催されました。上程されました議案は全て原案通り可決されました。

提出議案

- 第1号議案 令和2年度事業報告及び財産目録並びに一般会計・特別会計決算承認について
- 第2号議案 令和3年度一般会計・特別会計補正予算(案)議決について
- 第3号議案 石塘堰樋土地改良区、池上土地改良区、白浜土地改良区、近津土地改良区、梅洞土地改良区、高砂土地改良区、白川西南部土地改良区及び御幸木部土地改良区との合併の承認について
- 第4号議案 合併予備契約書の承認について
- 第5号議案 令和4年1月31日現在における財務等確認書(仮事業報告書、仮収支決算書、財産目録、変動予定調書)の承認について
- 第6号議案 設立委員の選任について
- 第7号議案 規約の一部変更について
- 第8号議案 会計細則の一部変更について
- 第9号議案 令和4年度事業計画(案)、一般会計・特別会計予算(案)議決について
- 第10号議案 令和4年度賦課金の徴収及び時期方法議決について
- 第11号議案 令和4年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに余裕金の預入先議決について
- 第12号議案 令和4年度長期借入金について
- 第13号議案 令和4年度賦課金の徴収委託議決について
- 第14号議案 令和4年度農地転用決済金及び徴収議決について
- 第15号議案 令和4年度他目的施設使用料、排水使用料及び手数料徴収議決について
- 第16号議案 役員報酬について
- 第17号議案 天明南部第1・2排水機場に隣接する土地改良区所有土地の熊本県への寄附について
- 第18号議案 白川下流堰改築計画について



理事長挨拶



総代会の様子

令和2年度決算、令和4年度予算

※令和3年度決算は来年度の報告になります。

令和2年度 一般会計決算

差引金額 32,172,773円を令和3年度へ繰越

■収入 334,805,454円

賦課金	47,510,340円
附帯事業収入	7,639,997円
基本財産運用収入	611,200円
補助金等収入	134,648,000円
受託料収入	15,940,068円
雑収入	1,766,617円
借入金	89,015,000円
積立金取崩金収入	4,761,215円
繰越金	32,913,017円

■支出 302,632,681円

土地改良事業費	35,999,089円
一般管理費	25,123,572円
負担金等	222,668,805円
借入金返済	214,215円
積立金繰出	17,500,000円
補助金	1,127,000円

令和4年度 一般会計予算

■収入 188,027,000円

土地改良事業収入	47,803,000円
附帯事業収入	1,430,000円
基本財産運用収入	782,000円
特定資産運用収入	3,000円
補助金等収入	41,751,000円
業務受託料収入	5,980,000円
雑収入	3,292,000円
借入金収入	27,500,000円
特定資産取崩収入	28,956,000円
繰越金	30,530,000円

■支出 188,027,000円

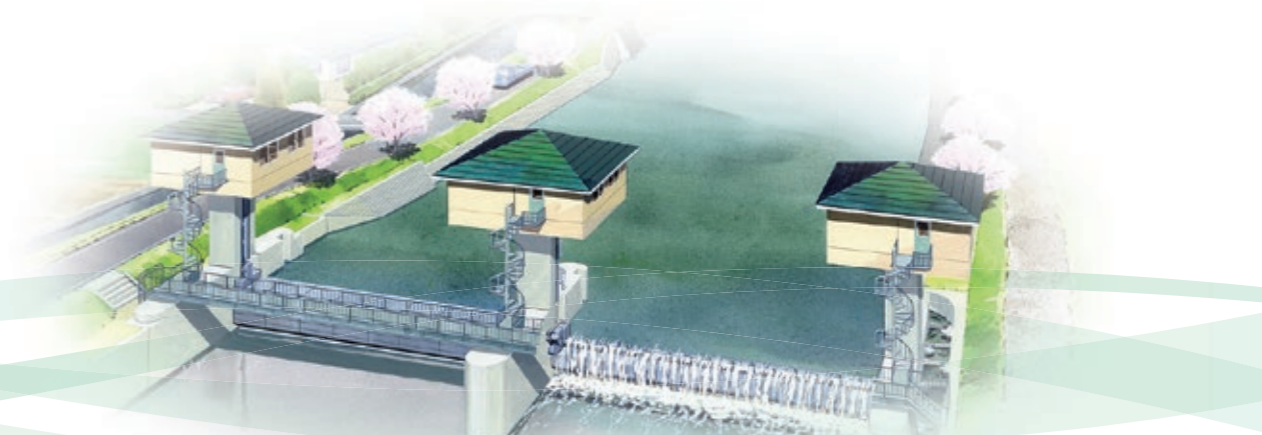
土地改良事業費支出	27,175,000円
一般管理費支出	59,918,000円
土地改良事業負担金支出	68,750,000円
支払利息	570,000円
固定資産取得支出	700,000円
基本財産積立支出	2,500,000円
予備費	28,414,000円

令和4年度 積立金等 (R5.3月末予定額)

天明東部地区積立金	63,898千円
天明南部地区積立金	21,264千円
天明中央地区積立金	3,169千円
天明地区積立金	164,500千円

大門地区積立金	32,284千円
三本松地区積立金	15,890千円
六間堰管理積立金	166,360千円
松の木堰管理積立金	58,795千円

総額526,160千円



熊本市西南地区土地改良区合併の概要

【合併の目的】

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業所得の低迷、施設の老朽化など農業を取り巻く情勢は厳しく、課題が山積しています。このような中、農業生産の基盤となる土地改良施設の適切な維持管理、将来にわたる良好な営農環境の保全のため、土地改良区が担う役割はますます増大するものと思われま

す。更には、施設の保全や管理の効率化などの課題に対し、施設更新事業などの円滑な取り組みに向け事業費に係る地元負担分の事前積立が推奨されるなど、土地改良区への対応にも変化が求められています。

そこで、これら農業情勢の変化に機敏に対応し、農業生産の基盤となる地域の農業振興の推進主体として機能を発揮するため、より一層の組織運営基盤の強化を目的として合併を行います。

これにより土地改良区運営経費を節減し、行政機関並びに関係団体との連携、事務局の強化を図るとともに、用水管理や施設整備及び管理体制機能を向上させ、組合員の利益増進を図ります。

【土地改良区の概要】

9土地改良区は熊本市の南西部に位置し、有明海に面した平坦地であります。また、1級河川白川及び緑川水系加勢川や2級河川坪井川等から取水し、幹線・支線水路等を介して各区の農地に配水し、多くの農作物の生産に寄与しています。

【参考】熊本県内の土地改良区における組合員

土地改良区名	地区面積 (ha)	組合員数 (人)	総代数 (人)	理事	監事	職員数
石塘堰樋	283	600	35	12	3	2
池上	26	120	—	10	2	—
白浜	62	180	—	6	2	1
近津	49	45	—	5	2	—
梅洞	50	98	—	7	2	1
高砂	53	73	—	7	2	1
白川西南部	752	1,032	60	14	4	3
御幸木部	5	26	—	5	2	—
熊本市南	1,470	1,617	48	14	4	4
合計(重複含む)	2,750	3,991	143	80	23	12
合併後	2,697	3,791	75	17	3	12

順位	土地改良区名	組合員数
1	玉名平野	6,832
2	菊池台地用水	6,094
3	山鹿	5,597
4	八代平野北部	5,181
5	熊本市西南	3,791

※合併後は、熊本県内74土地改良区中、組合員数で5番目の規模となります。

【新土地改良区の名称】

(仮称)熊本市西南土地改良区

【合併後の事務所】

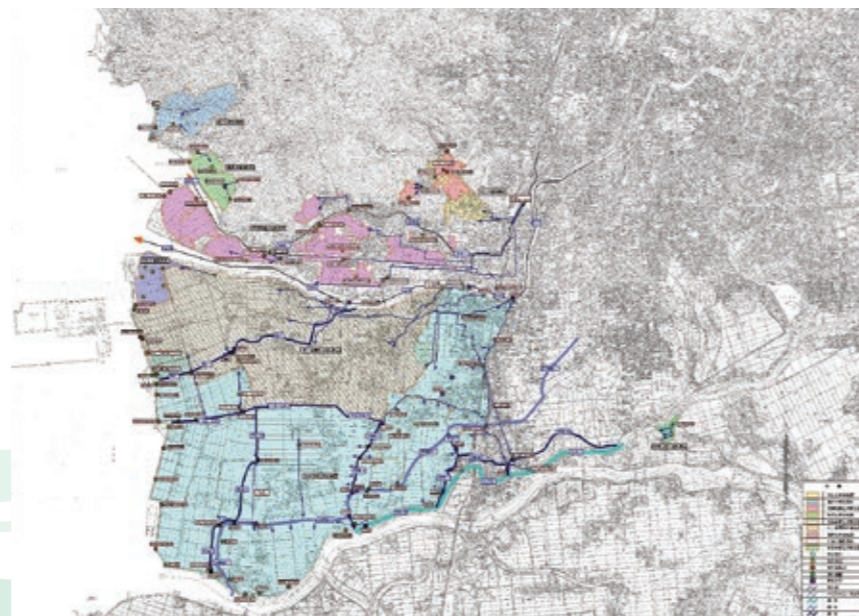
熊本市南区役所飽田まちづくりセンター(予定)
(熊本市南区会富町1333-1)

【これまでの経緯および今後の日程】

- 令和3年6月4日 熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会設立
- 令和4年1月25日 合併予備契約書締結
- 令和4年3月 合併総(代)会
- 令和4年9月頃 合併認可申請(予定)
- 令和5年 合併認可(予定)
- 令和5年 新土地改良区スタート(予定)



合併予備契約調印式の様子



熊本西南土地改良区 管内図

令和4年度賦課金納付について

○賦課金とは

「なぜ賦課金を支払わねばならないのか」の質問が寄せられます。土地改良法第36条(経費の賦課)で「土地改良区は、事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業(維持管理も含む)の受益地に賦課するもので、その農地は土地改良事業の効果を受けるため、賦課金を負担する必要があります。

◇賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。(申込みは事務所まで)

◇賦課金口座振替領収書の送付廃止について

令和2年度より賦課金口座振替領収書の発行を廃止し、通帳記帳をもって領収に代えさせていただいています。

証明が必要な方は別途発行しますので、土地改良区までご連絡ください。

納期日

○50,000円以下 1回:7月末 ○50,000円超 2回:7月末・11月末

○祭田 1回:11月末

※納付が遅れると延滞金(14.6%)が発生します。期日までに納付をお願いします。

地区名		経常費(円)	備考
全地区	1 組合員当り	400	※1
三本松	三本松	1,700	
大門	八幡	600	
	上・下護藤	3,500	
	五丁	6,700	
	甲畠口	6,200	※2
	乙畠口	4,200	
天明	沖新	4,200	
	天明中央(古新地含)	3,000	※3
	内田沖田	4,800	※3
	天明南部	3,000	※3
	天明東部	3,000	
	沖新益城・浦田・学料	3,000	※3
	宇土開・採蠟司	3,500	※2
新村	4,300	※3	
畑(天明地区のみ)	—		

※経常費1,000㎡当り

※1 賦課額が少額の(小面積)組合員も必要経費(口座振替・通知書・領収書・広報等)が掛かります。平成29年度より全組合員を対象に1組合員当り400円いただいています。

※2 甲畠口・宇土開地区基盤整備事業負担金は、借入を行い据置期間(10年)を設け、現在利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は、完了後(据置期間後)特別賦課金で徴収します。

※3 松の木堰農業水利施設保全合理化事業負担金は、借入を行い据置期間(5年)を設け、現在利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は完了後(据置期間後)、天明地区(天明東部を除く)で特別賦課金を徴収します。

【注記】経常賦課金は、運営費+維持管理費で算出します。

三本松地区 毎年83万円の賦課金が不足しています。現在、三本松土地改良事業基金を取り崩して運営費に繰り入れています。施設の修理代等が高み、数年後には基金も無くなり、その時は賦課金を上げなければなりません。

八幡地区 八幡地区の運営費は、下流域(護藤、畠口、沖新:249ha)で120円/10a負担しています。大門取水口から八幡までの水利権更新費用やゲートや水路の修理・更新費用は、応分の負担となります。工事に伴う事務費(事業費×10%)も別途負担となります。

令和4年度排水使用料について

天明地区

令和4年度より、排水使用料(工場排水等は別)は廃止となりました。

大門樋、三本松地区(申請時に10年分一括徴収)

種類	単位	金額(円)	付記
①用水路への放流	1㎡	50	建築面積(1階)による
②用排兼用水路への直接放流	1㎡	30	〃
③用排兼用水路への間接放流	1㎡	10	〃
④その他の放流	1㎡		その都度協議し定める※申請時に10年分一括徴収

・三本松(幹線)50円(支線)30円 ・護藤(支線)30円 ・大門樋(幹線)50円 ・農業用倉庫は50%

令和3年度の主な農業農村整備事業(県営)

松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業

令和4年6月17日より新松の木堰の供用が開始しました。また、海路口用水のサイフォン工も完成しています。

今後は、旧堰撤去、河川切替え復旧工等が行われます。

工事負担金は、平成30年度より日本政策金融公庫に借入を行い、据置期間(5年)を設け、現在利息を返済しています。

全体概要

- 総事業費:3,178,000千円
- 今年度事業費:282,000千円
- 受益面積:1000.9ha
- 受益者数:1,599戸
- 事業工期:平成27年度~令和5年度(予定)
- 事業内容:頭首工(複合ゲート2連、魚道)、用水路工(サイフォン1箇所)
- 負担割合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

※本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業(農地集積)により成果を上げることで負担金の助成があります。集積率55%以上の場合、事業費の5.5%の助成があり、負担金はゼロになりますので、農地集積にご協力をお願いします。



新松の木堰



施工状況

甲島口地区経営体育成基盤整備事業(県営)

今年度は暗渠排水工27.5haを施工予定です。

- 全体概要**
- 総事業費:1,919,000千円
 - 今年度要望額:176,000千円
 - 受益面積:82.3ha
 - 受益者数:187戸
 - 事業工期:平成25年度～令和5年度(予定)
 - 負担割合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

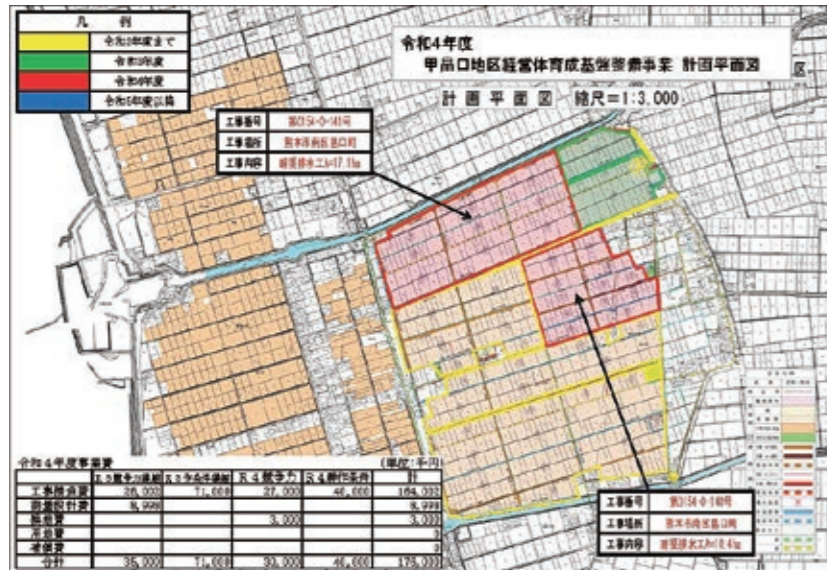
※本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業(農地集積)により成果を上げることで負担金の助成があります。集積率55%以上の場合、事業費の5.5%の助成があり、負担金はゼロになりますので、農地集積にご協力をお願いします。



工事前



工事後



赤枠が今年度施工予定となります。

宇土開地区経営体育成基盤整備事業(県営)

今年度は、道路工600m、暗渠排水工11.0haを施工予定です。

- 全体概要**
- 総事業費:1,350,000千円
 - 今年度要望額:258,500千円
 - 受益面積:56.2ha
 - 受益者数:121戸
 - 事業工期:平成30年度～令和6年度(予定)
 - 負担金:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

※事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業(農地集積)により成果を上げると助成があります。宇土開地区では担い手農家45名(36.57ha)により地区内農用地面積の80%以上(45ha)の集積を行うことで、農家負担金はゼロになりますので、集積にご協力をお願いします。



工事前



工事後



赤枠が今年度施工予定となります。

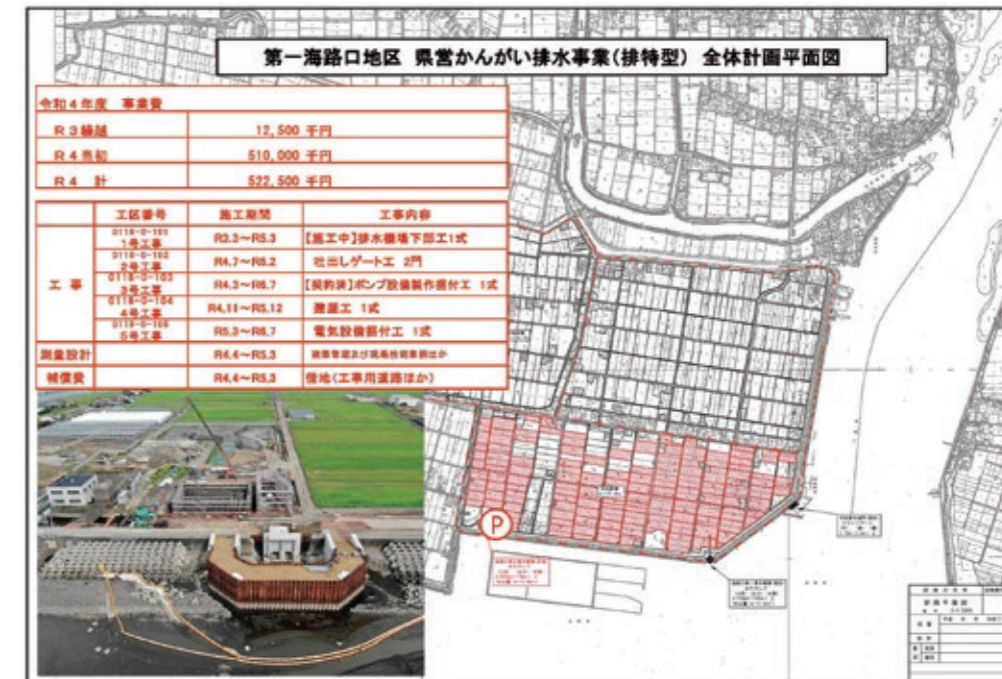
第一海路口地区排水対策特別事業(県営)

今年度、排水機場下部工、吐出しゲート工、ポンプ設備製作据付工が行われます。令和6年度より運転開始予定です。現在の排水機場の吐出量は毎秒3.0m³ですが、新排水機場は毎秒8.0m³の吐出量となり、排水能力が向上し、農地や住宅の湛水被害が解消され、農業経営の安定化及び農業の持続的発展が図られます。

- 全体概要**
- 総事業費:1,760,000千円
 - 今年度要望額:522,500千円
 - 受益面積:47.4ha
 - 受益者数:134戸
 - 事業工期:平成27年度～令和6年度(予定)
 - 負担金:国50%、県25%、市25%、農家0%



施行状況



資源向上活動(施設の長寿命化)【多面的支払い交付金】

老朽化した土地改良施設(水路・ポンプ・ゲートなど)の修理・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。事業費30万円以下の場合、集落保全隊が主体となり、自分達で改修(発注可)となります。個人性の強い施設改修は対象外になります。事業費30万円超の場合は、土地改良区総代の機能診断を基に地区単位で検討会(土地改良区総代 + 土地改良区工事担当理事)を経て、天明環境保全隊の理事会で審査・決定後、発注して整備します。

活動費 田4,400円/10a×1,176ha= 51,773千円 畑2,000円/10a×13ha=264千円 計52,037千円(予定)



ゲート



用水路高上

III 水利施設の維持管理

県営圃場整備事業等の事業で出来た施設は、土地改良区の財産です。熊本市南土地改良区管内には下記の農業水利施設があります。

【用水施設】

● 堰8ヶ所 ● 樋門5ヶ所 ● 用水路219km ● 揚水機場14ヶ所 ● 取入口 27ヶ所 ● 水中ポンプ 27ヶ所 ● 分水・転倒ゲート

【排水施設】

● 排水路 216km ● 排水機場 13ヶ所 ● 排水樋門 8ヶ所 ● 排水ゲート

【維持管理費】(令和4年度予算額)

人件費 10,810千円 堰、揚水機・排水機、水調整費、事務費等

水道光熱費 10,300千円 堰、揚水機、排水樋門等

諸経費 3,881千円 修理、職員保険、賠償・傷害保険、点検整備、水道光熱費等

《土地改良施設の管理範囲》

天明 堰(5)、揚水機(7)、排水機(10)、樋門(5)取水口(22)、水中ポンプ(34)、用水路127km、排水路125km、農道125km、ゲート150カ所は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

大門樋 湾洞(1)、幹線揚水機(2)、排水機(3)、取水口(2)、転倒堰(2)、幹線用水路(27km)は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

三本松 堰(1)、取水堰(1)、転倒堰(7)、幹線用水路(15km)は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

※近年の農地転用により農地が減少、水路延長は昔と変わらないため、維持管理が増大。

《維持管理の方法》

ア 水利用調整は用排水調整委員会の指示の基、施設管理者・総代・関係機関と連携を図る。

イ 修理・整備は、総代からの要望の基、工事委員会で協議の上、実施する。

ウ 多面的機能支払い(環境保全隊)に参加し、施設の長寿命化を図り資源保全に寄与する。

《維持管理の取り決め》

土地改良区は賦課金で運営しており、外注をすれば賦課金が上がります。

組合員が行う維持管理には、行政支援(多面的機能支払)がありますので活用下さい。

・八幡地区は農業振興地域でないため、除外となります。

・畠口は畠口地域資源保全隊へ、三番・四番は中島地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会に参加下さい。

◎組合員が行う維持管理

田んぼ周りの水路の土砂上げ・草刈り、畦畔の維持管理

※農家や地域住民による地域ぐるみの活動(天明農地水環境保全組織)へ参加下さい。

◎地域管理

・取水ゲート(河川)23ヶ所の操作 ・揚水機場8ヶ所の運転 ・水中ポンプ 27ヶ所の運転

・分水ゲートの操作 ・水路の軽微な補修など

※軽微な施設補修や配水操作(用排水調整)は、多面的機能支払(共同活動)の支援があります。

※用水路・水中ポンプ・スクリーン・ゲート等水関係の補修・更新は、多面的機能支払(長寿命化)の対応になります。

◎水土里ネット直接管理

・三本松堰 ・六間堰(導水路) ・松の木堰 ・八間堰 ・方指堰 ・ガメ堰

・排水機場(13ヶ所 市より管理受託) ・排水樋門(市より管理受託含む)

◆熊本市西南部農業振興センター(西区役所)との連携

熊本市農水局は令和2年1月より、組織体制を強化するため組織再編が行われています。

これにより、南農業振興課と西農業振興課が統合され、西南部農業振興センター(西区役所内)となり、南農業振興課、飽田天明分室が行っていた業務は西南部農業振興センターが行っています。

用排水路・農道・排水路・排水樋門・排水機等は一般市民も利用する施設なので、西南部農業振興センター基盤整備課で整備・補修をされます。

集落内の農道・排水路等の整備要望は、地元自治会や農区からになりますが、農振農用地の整備は土地改良区が推進母体となります。用水施設は農業者が利用するので、土地改良区が主体となり維持管理や整備(工事・修理)を行います。

◎西南部農業振興センター(西区役所内)/農業振興課 ☎096-329-1158 基盤整備課 ☎096-329-1168

III 様々な活動

水源かん養林「水土里ネットの森」

平成17年より阿蘇から有明海までの27の水土里ネット(土地改良区)は、阿蘇山が育む水を下流域へ安定供給するため「水土里ネットの森」(阿蘇山麓 日の尾原野)の育樹に取り組んでいます。

毎年6月と8月に広葉樹15,000本(6ha)の下草刈りを実施しています。

※昨年に続き今年も新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ中止となりました。



下草刈り (R1.9.6)



下草刈り作業

水土里(みどり)ネットの役割を知って

令和3年度も小中学校への出前講座や地域の学習会を開催しました。

今年度も小中学生や地域住民を対象に、学習会等を通して地域の水土里に理解が深まるよう発信します。

- 施設見学(六間堰、松の木堰等)
- 水源地探索(秋開催:天明みらいの森等)
- 出前講座(随時)



松の木堰ゲート設置見学会 (奥古閑小)



天明未来の森(錢塘小)

「天明地域農業振興協議会」の活動

平成20年、天明地域の農業振興を図る目的で農業団体等を構成員とする協議会が立ち上がりました。協議会は毎年開催され、農業・農村に関わる情報を共有し、連携を図り諸問題に取り組む体制ができました。

※昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ会議は中止となりました。

参加団体:大農区長、農協、農業共済、農業委員会、農業推進委員、土地改良区、認定農業者協議会



協議会の様子

県内外から研修に

毎年、県内外から多数の方々から農業農村整備事業の推進、農地水環境保全活動等について視察に来られています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ研修受け入れを中止しています



宇城市土地改良区合併推進協議会より視察(令和2年11月)

新松の木堰通水式開催

令和4年6月17日新松の木堰の今後の安全・豊作を願い、土地改良区・施工業者が出席し、通水式を行いました。



神事（松の木堰右岸）



堰掛け状況

三本松堰改築計画について

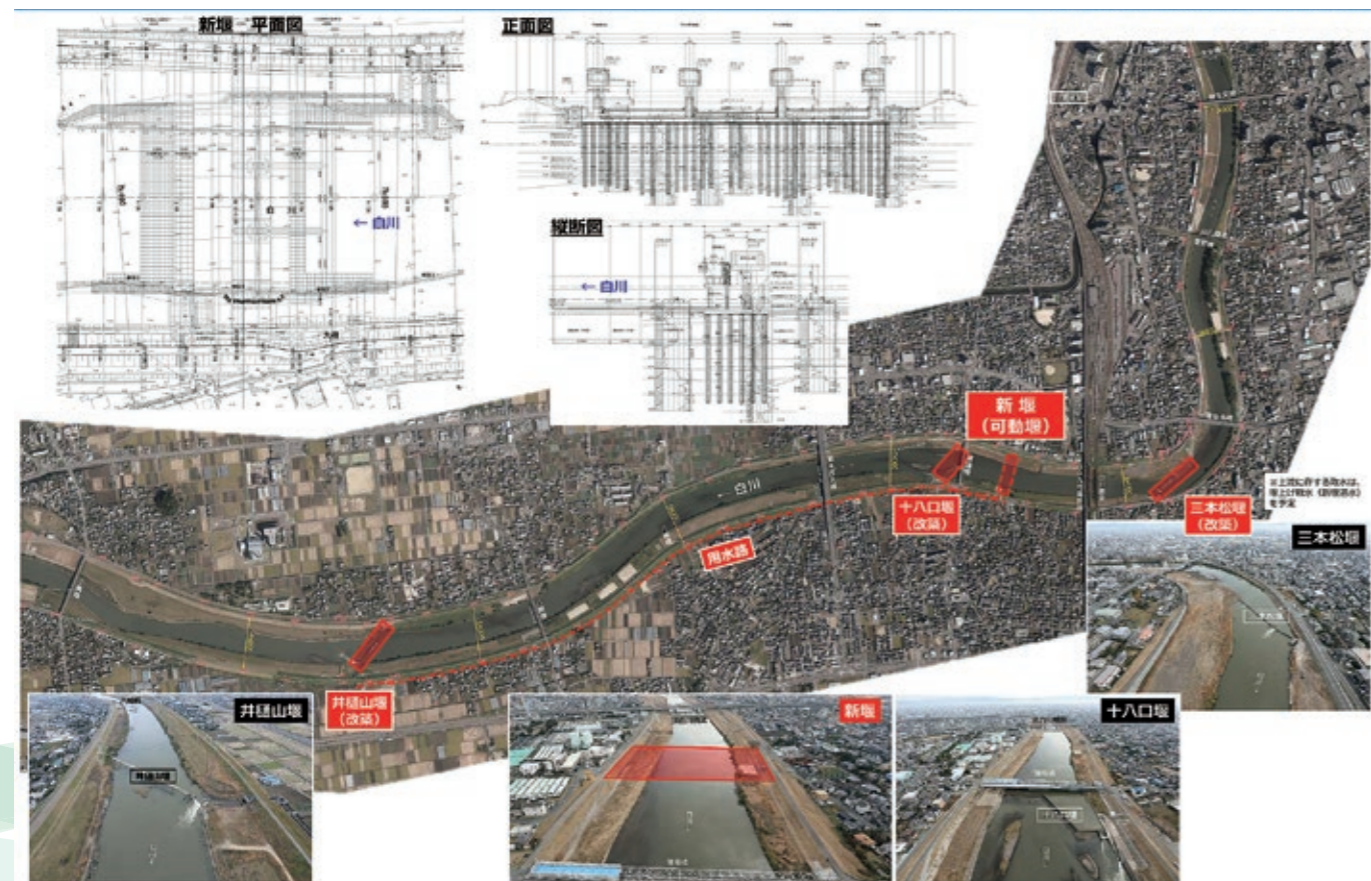
1.概要

白川では中期的な整備内容等を定めた『白川水系河川整備計画』を平成14年に策定し、河川整備を実施しているところであるが、この計画に基づく河川整備の進捗状況のほか、計画策定以降の河川を取り巻く社会状況の変化、今後の気候変動等を踏まえ、白川の治水安全度の更なる向上を目指し、河川整備計画を令和2年1月23日変更。

この変更計画において、河川整備の一環として横断工作物の対策（井樋山堰、十八口堰、三本松堰）が位置付けられており、今後、改築に向けて施設管理者（土地改良区）と協議・調整を行い、事業化を図っていく予定。

2.今後の予定

- 令和4年4月 : 河川附帯工事に関する事務取扱規則協議
 - ~8月頃 : 河川法24条、26条申請に関する協議
 - 12月頃 : 河川法24条、26条許可
 - 令和5年3月頃 : 基本協定書締結
 - 令和5年以降 : 着工予定
- ※河川法24条 河川区域内の土地を占有するための河川管理者への許可
 河川法26条 河川区域内の土地に工作物を新築や改築する際の河川管理者への許可



旧松の木堰の倒壊について

令和4年5月18日早朝、旧松の木堰が倒壊しました。新松の木堰の供用開始を6月17日に控え、後1カ月で役割を終える予定でした。組合員の皆様には苗代用水に大変ご迷惑をおかけしました。皆様の協力によりその後の大きな影響もなく、無事新松の木堰が6月17日より供用開始することが出来ました。

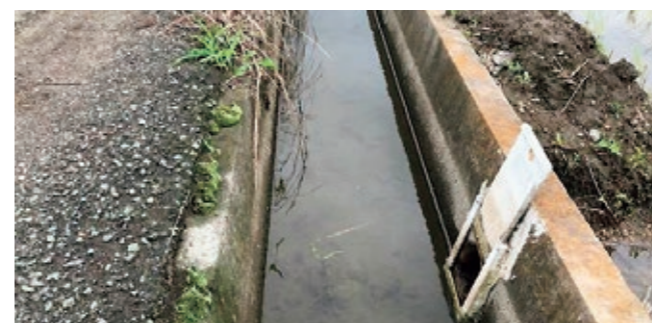
今後もこのようなことが無いよう、役職員一同、施設の点検・整備を行い、土地改良事業の予算確保に努めてまいります。



土地改良区からのお願い

節水にご協力お願いします！

昨今、欧州地域の武力紛争が世界的なエネルギー危機を招いており、電力価格の上昇に収束の目処が立たない情勢です。土地改良区も頭首工・揚水機場・水中ポンプ等多くの施設で電力を使用しており、電気代の負担は毎年上昇しています。このままでいくと賦課金を上げなくてはならなくなりますので、節水にご協力をお願いします。毎年、中干し後に下流域で用水が不足します。掛け流しを無くし、用水の節約にご協力をお願いします。また、用水路に土砂やゴミが溜まっていると下流に水が届きません。定期的な泥上げや清掃をお願いします。



用水が不足している用水路



掛け流しの排水路

水路への草の切り込みをやめましょう！

水路への草の切り込みは下流域に多大な迷惑を掛けており、撤去作業に大変苦労しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。



水路畔に繁茂している雑草



下流域へ流れてきた草

農業用施設からの油流出事故に気を付けましょう！

最近、土地改良区管内で油流出事故が相次いで発生し、一部河川や水田への流れ込みにより、農作物等への被害が発生しています。油流出事故は環境汚染ばかりでなく、その回収が大変困難で生態系に悪影響を与えてしまうことになります。



水路に流出した油を吸着マットにより回収



お知らせ

組合員異動の届け

申請書類はホームページよりダウンロード出来ます

◎ 下記の場合、必ず事務局まで届け出てください。

◇耕作権、売買による移動 ◇相続(死亡)による移動 ◇経営移譲 ◇住所変更 ◇水田から畑への転換 など
〈注意〉農業委員会に届けても土地改良区へ届けがない場合は、そのまま従前者に賦課されます。

農地の買い受けの際はご確認を

農地に滞納金がある場合は土地改良法第42条(権利義務の継承)により、買受け人に滞納金は承継されます。競売・公売の場合も滞納金は権利を承継した人になり、移転登記された時点で組合員は買い受け人に移動します。

滞納金は新権利者が納付することになりますので、売買の際トラブルのないよう当事者間で確認してください。売買される方は、事前に事務局にお問い合わせください。

農地転用(地区除外)

▽ 農地を宅地等に転用する場合、決済金が必要です。

農地転用によって地区の農地が減ると、残った農地で運営費、維持管理費や事業償還金を負担することになります。負担の公平化のために決済金を納めてもらうものです。

▽ 公共工事に伴う農地転用でも決済金が必要です。

道路・河川・公園等の用地として国・県・市が買収した場合。

▽ 市や農業委員会に手続きしても、決済金の納付がない限り賦課額は変わりません。

▽ 市街化区域における転用届けの場合も決済金が必要です。

▽ 土地改良区の区域から除外する際には、滞納金が残っている場合は精算します。

〈令和4年度決済額 10a当り:円〉(経常費) 全地区 70,000円

水路への汚水や雨水・雑排水放流について

水路に汚水や家庭雑排水を放流する場合には、土地改良区の承認が必要です。

本来、水路は農業用排(用)水が目的で造設しますが、家庭・事業所等からの廃水について下流地区で越水問題、農作物への影響等を検討し、支障がなければ認めております。**必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。**

賦課金口座振替領収書の送付廃止について

これまで口座振替の方には領収書を送付していましたが、経費節減及び省資源化のため、令和2年度より領収書の送付を廃止し、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。

証明が必要な方は別途発行しますので、土地改良区までご連絡ください。

天明地区・大門樋地区の排水・施設使用料(毎年徴収)の廃止について

令和4年度より天明・大門樋地区の排水・施設使用料(毎年徴収)は廃止となりました。

今後は、新築や建替え等の際に一括徴収(10年分)となります。

◇広報誌の内容等、ご不明な点等ありましたら、土地改良区事務所までご連絡をお願いします。

◆発行所/水土里ネット熊本市みなみ(熊本市南土地改良区) ◆発行人/理事長 村上 義博

《事務所》〒861-4125 熊本市南区奥古閑町2035 天明まちづくりセンター2階

TEL:096-223-0204 FAX:096-223-0224

Eメール info@midorinet-km.jp ホームページ <https://midorinet-km.jp>